

東金市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定により、東金市における地域福祉を計画的、効果的に推進するため、東金市地域福祉計画及び地域福祉活動計画（以下「福祉計画及び福祉活動計画」という。）を策定することを目的として、東金市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 福祉計画及び福祉活動計画の策定に関すること。
- (2) その他福祉計画及び福祉活動計画の策定に関して必要な事項。

(組織)

第3条 策定委員会は、15人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 医療関係者
- (3) 福祉及び保健団体関係者
- (4) 福祉関係事業者
- (5) 地域団体関係者
- (6) 公募による市民
- (7) 市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が終了した時までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 策定委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 策定委員会の会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて策定委員会に関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、市民福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。